平成２６年（フ）第１０２８号
神奈川県大和市福田3630番地　カーサ壱番館102
債務者　尾崎　典子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３１号
静岡県浜松市中区布橋１丁目17番40号　城北パーソナルハイツW―304
債務者　髙山　　健
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６８７４号
東京都大田区多摩川１丁目23―１―405
債務者　小菅英美子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９１７号
東京都品川区旗の台４丁目14―15―202
債務者　佐々木一義
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９５０号
千葉県市川市高谷１丁目５―３―102
債務者　床島　良夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９６７号
千葉県市川市相之川４丁目５―22―102
債務者　山本　健雄
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９７７号
東京都稲城市東長沼1724―５―104
債務者　多採　照晶
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８０号
東京都江東区塩浜２丁目９―８―1403
債務者　北野　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８１号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平14―３―608
債務者　菅野美保子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８３号
東京都北区神谷１丁目26―17
債務者　苦瀬　全克
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８５号
東京都町田市大蔵町384―１―Ⅱ―104
債務者　中岡　成樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９８６号
東京都町田市大蔵町384―１　リリーハイム・Ⅱ104
債務者　中岡　昌代
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００４号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目10―20
債務者　青木　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７００６号
東京都目黒区東が丘１丁目１―16―101
債務者　奥　　優美（旧姓菱沼・中村）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９９号
横浜市西区西戸部町１丁目77番地16　エクセレント西戸部201号
債務者　山崎　ルミ
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２９号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目７番30―103号
債務者　安藤　征夫
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部